

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬
			担当者名	横尾		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-09-01	高額介護サービス費支払費用貸付事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 12	(2000)	年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同条例施行規則		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者						
内容	1貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない） 2事業実施方法 ①貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 ②申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 ③貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）						
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施						
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 貸付件数（件）	0	0	0	1	1	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	令和5年度、令和6年度ともに事業実績は0件であるため、物件費等は発生しない。行政費用は制度周知のための人件費のみである。
----	--

問	・必要とする利用者が発生した場合に適切に対応できるよう、周知を図っていく必要がある。
---	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	引き続きホームページ等で制度について周知を図るほか、窓口等での情報提供を行う。	ホームページや窓口等で制度の周知を行った。	引き続きホームページや窓口等で制度について周知を図る。
②			
③			
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区、北区、練馬区 廃止：港区、台東区、中野区		
議会議況（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者住宅改修給付事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	広田		内線	2423	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-04	高齢者住宅改修給付事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 元	（ 1989 ）	年度	根拠	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	介護保険住宅改修の支給対象外の改修種目に対し給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。							
対象者等	介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する高齢者で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者（ただし、高齢者転倒防止用手すり設置給付は要介護認定不要）。							
内容	1 高齢者住宅改修予防給付（介護保険と同様の内容）：基準額20万円 ①手すり取付 ②段差解消 ③滑り防止・移動円滑化等の床材変更 ④引戸等への取替 ⑤便器の洋式化 ⑥その他付帯工事 2 高齢者住宅設備改修給付 ①浴槽の取替及び付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 37万9千円（都の補助基準と同額） ②流し、洗面台の取替及び付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 15万6千円（都の補助基準と同額） ③便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 10万6千円（都の補助基準と同額） 3 高齢者住宅設備等新設給付（生活スペース移設）：基準額 合計99万1千円（区独自基準） （1階床の新設 35万円、浴槽・流し・洋式便器の新設：基準額 上記2と同額） 4 高齢者転倒防止用手すり設置給付：基準額6万円（区独自基準）							
経過	平成元年度 荒川区高齢者住宅改造費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改造が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分） 平成16年度 階段昇降機の改修種目を除外 平成29年度 「住宅設備等新設給付」と「転倒防止用手すり設置給付」の2種目を追加 令和7年度 「高齢者転倒防止用手すり」設置給付の基準額を5万円から6万円に引き上げ							
必要性								
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 申請→訪問調査（転倒防止給付は省略）→工事計画書の提出→改修費助成決定→工事着工→工事完了→完了調査→助成金支出							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 予防給付件数(件)	4	2	5	3	6	新設給付を含む	
	② 設備改修件数(件)	74	45	30	59	90		
③ 転倒防止用手すり設置給付件数(件)	104	98	65	96	150			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		介護保険住宅改修との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図るために必要な事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

備	行政費用の「扶助費」は、住宅改修給付に係る支給額
---	--------------------------

備考

問題点・課題	○住み慣れた自宅で生活が継続できるよう、制度を有効活用していただく必要がある。 ○予防給付については、認定結果が非該当となった者を対象としているため、施工前の訪問調査において給付の必要性を十分に判断したうえで給付を行うことが必要である。 ○事前申請から工事完了までの期間を、できるだけ短縮できるよう、ケアマネジャー・施工業者等に連絡・調整を行い、本人の身体的な負担の軽減や生活の安全につなげる必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、パンフレットやホームページ等を用いて、丁寧な説明を行っていく。	問い合わせの際に、状態について詳しく丁寧に聞き取りを行い、給付内容についてパンフレット等を用いて業務を進めた。	引き続きパンフレットを用いて、申請書・ケアマネジャー・施工業者が不安なく申請が行えるよう事業を進めていく。
②	訪問調査の際は、引き続き状態確認等を行い、適切な改修が行われるよう取り組んでいく。	施工内容を詳しく聞き取り、工事後の在宅生活が不安なく継続できるよう、効果的な身体の使用方等について助言を行った。	工事前の現地調査の際に、詳細に聞き取りを行い、効果が見込まれる改修が行われるよう取り組んでいく。
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。 予防給付は18区、設備改修給付実施は22区、転倒防止給付は0区、住宅設備等新設給付は1区。		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	小林		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-08	訪問介護自己負担金軽減費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	利用者に対する助成事業運営要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等							
内容	○利用対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。 (1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者 (2) 介護保険法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者 (3) 平成18年4月1日以前に特定疾病により要介護又は要支援状態となった40歳から64歳までの者							
経過	【利用者負担割合】 平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年7月から：3%（区助成率7%） ※国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。							
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として実施している。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者は月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者は7%を支払う（代理受領払い）。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成件数（件）	59	34	12	12	12	延利用者数	
	② 認定者数（人）	6	3	2	1	1		
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	国の制度は平成20年度に終了しており、以降本事業は区単独で実施。対象者は介護保険法施行時に障がい福祉サービスを受けていた者であり、利用者支援に資する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

○毎月、訪問介護サービス事業者が請求する代理受領方式を採用している。事業者への事務負担も考慮しながら、申請が滞るような場合には事業者に申請を促す必要がある。また事業者の希望に応じて押印省略も検討する。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者が減少していることから、利用者・事業者への負担も考慮しながら、移行者ホームヘルプへの統合等慎重に検討を行う。	利用者の訪問介護サービス利用実績を随時確認し、代理請求の遅れがないように、事業者に対し働きかけを行った。	実績の減少を受けて、事業の見直しや移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業との統合に向けて慎重に検討を行う。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 1 区 台東区	未実施 21 区 不明	0 区）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	小林		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-02-09	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	実施要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用して低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等							
内容	○利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。 (1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 (2) 特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2 7月から12月にあっては前年の、1月から6月にあってはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 ○利用者負担：3%（本来10%）。							
経過	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） 平成29年4月 代理受領払い開始							
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として実施している。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ・ 利用者が10%を事業者支払い、区に領収書を添付して申請し7%の補助を受ける（個人請求）。 ・ 利用者が3%を事業者支払い事業者は区に申請。区は事業者7%を支払う（代理受領）。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成件数（件）	255	271	280	265	310	延べ利用者数	
	② 認定者数（人）	19	21	18	17	20		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	平成18年度に、法改正に伴う激変緩和措置として区単独で実施している。制度開始から相当年数が経過しているが、対象者数も増加しており、利用者支援に資する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

○代理受領方式による申請が多くを占めるが、取り扱わない事業者もあるため、代理請求と個人請求の両方の支払処理を遅延なく行う必要がある。

○また、対象者が事業者を複数利用する場合や変更する場合原則は区へ申出をお願いしているが実際は申出がない場合が多く、給付実施を常に確認し請求漏れを防止する対応を必要とする。

○事業者への事務負担も考慮しながら、申請が滞るような場合には事業者に申請を促す必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	請求業務を円滑に進めつつ、訪問介護自己負担額軽減事業との統合等に向けて、事業者・利用者への影響を考慮し慎重に検討する。	新規の事業者の請求に対して、速やかに案内を行い、エクセル様式や押印省略を推進する等遅延防止に努めた。	引き続き請求業務を円滑に進めつつ訪問介護自己負担額軽減事業との統合に向け、事業者・利用者の影響を考慮し慎重に検討する。
②			
③			
他区の状況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬
			担当者名	貞末		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-10	介護保険サービス利用者負担軽減費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠法令等	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	要介護・要支援認定者のうち低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者						
内容	1 軽減対象サービス…（一般）25サービス、（生活保護受給者）4サービス ※ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4						
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更 （本人負担割合を3/4とする（老齢福祉年金受給者は1/2）） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月 制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月、26年4月、27年4月、30年10月、令和元年10月 制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始						
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 利用者の申請に基づき対象者に認定証を交付し、利用者は証を提示することで軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減した実績に基づき、区に補助金を請求する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 軽減制度認定者数	35	33	43	50	60	年度末認定者
	② 軽減制度申出社会福祉法人数	55	60	62	65	70	区内・区外法人
③ 軽減制度申出事業所数	90	91	93	95	95	区内・区外事業所	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					生計を営むのが困難な者が安定して適切な介護サービスを利用していく上で必要な事業であるため、継続して実施する。

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

○補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。
○この制度は、事業者を利用料の一部を負担してもらう仕組みのため、制度が使える施設が限られている。
そのため、事業実施には事業者の協力が不可欠である。
○利用できる施設が限られており、制度について利用者にもあまり知られていないため、制度を必要とする
方に周知を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年度同様、軽減制度を実施していない事業者に対し協力を依頼していく。	事業者へ制度説明し、制度の適用を必要とする方へ周知した。	引き続き、事業者へ制度説明し、制度の適用を必要とする方へ周知を行う。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉法人22区、事業者18区で実施（R6.12状況）		
議会（要旨）質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	貞末		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-14	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護保険制度の特定入所者介護サービス費の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。							
対象者等	本人が区民税非課税、世帯の課税合計所得金額が500万円以下であり、本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）							
内容	(1) 補助対象経費 ・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・ 第4段階 ①介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 ②認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日							
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管							
必要性	・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要である。 ・ 特定入所者介護サービス費が利用できる介護保健施設利用者がある一方、認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 対象者数 (施設・短期入所)	55	71	63	90	98		
	② 対象者数 (GH・小規模)	79	94	73	108	125		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	介護保険の特定入所者サービス費の制度を補完する事業として必要であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

○区外施設を利用している認定者は、認定者自身が区に請求を行うことから請求漏れや遅れが発生しやすい。支払が滞りがちであるため、手続きの勧奨が必要である。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	補助対象者が適切に制度を利用できるように、引き続き制度の説明や請求の勧奨を行う。	区外施設を利用する認定者に対して、請求漏れを確認し手続きの勧奨を行った。	引き続き、補助対象者が適切に制度を利用できるよう、制度の説明や請求の勧奨を行う。
②	特定入所者介護サービス費の改正等の影響を踏まえ、利用者への影響も考慮した上で事業の内容や継続について検討する。	特定入所者介護サービス費の改正等の影響を踏まえ、利用者への影響も考慮した上で事業の内容や継続について検討を行った。	引き続き、特定入所者介護サービス費の改正等の影響を踏まえ、利用者への影響も考慮した上で事業の内容や継続について検討する。
③			
他区の 実施状況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額） 文京区・台東区・江東区・渋谷区・北区・江戸川区・葛飾区・品川区・世田谷区・千代田区 （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）		
議会 （要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備		部課名	福祉部介護保険課	課長名	成瀬		
			担当者名	葛西	内線	2446		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-01	地域密着型サービス拠点等整備費補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	介護保険法、地域密着型事業所の指定基準等に関する条例、整備費補助金補助要綱					
終期設定	☒ 有 ☐ 無	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を構築し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。							
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者							
内容	1 地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等 適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し補助金を活用しつつ整備を行う。指定後は適宜運営指導等を行う。 2 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。 3 監査の実施【再掲 08-04-13参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。 4 運営推進会議 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。 5 区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について 区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。							
経過	○平成18年 4月 介護保険法改正「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始 ○平成29年 2月 防犯設備補助要綱制定 ○平成30年 4月 定期借地補助要綱制定 ○平成31年 4月 小規模多機能推進補助要綱制定 ○令和 2年 3月 非常用自家発電設備整備支援事業補助要綱制定 【事業所数（令和7年3月現在）】 ①認知症対応型通所介護 1か所 ②小規模多機能型居宅介護 9か所（サテライト事業所 1か所含む） ③地域密着型介護老人福祉施設 1か所 ④認知症対応型共同生活介護 18か所（サテライト事業所 1か所含む） ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2か所 ⑥地域密着型通所介護 25か所 ⑦夜間対応型訪問介護 1か所							
必要性	地域の整備状況等に応じた適切な介護サービスを提供していくために必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の12の規定で定められたもの）							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①公募による選定 ②補助協議 ③補助内示 ④交付申請 ⑤交付決定 ⑥事業者への補助実施 ⑦指定申請手続き ⑧指定 ⑨実績報告 ⑩補助額確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	新規指定・再開地域密着型事業所数	1	7	3	5	5	※各年度末時点
	②	廃止・休止地域密着型事業所数	2	6	4	0	0	※各年度末時点
③	地域密着型事業所数	57	58	57	62	62	※各年度末時点	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
推進	推進	地域密着型サービスは、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要なサービスであり、適切に事業所の整備を進めていく必要があるため、推進する。						

(単位：千円)

備考	補助対象の整備計画が、工事の着工や竣工時期の変更により各年度の出来高（工事の進捗率により補助）に乖離が生じたこと、また公募申請を想定していたサービス種別に応募がなかったこと等により補助金の執行額が低調となった。
----	---

問題点・課題

- 看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設の整備には一定規模の敷地が必要であるが、運営に適した土地面積の確保が課題となり、整備が進みにくい状況である。
- 不動産取得等の目途が立っても、事業所の開設にあたり、介護人材不足により従業者の確保が難しいこと、開設に係る初期費用の負担が大きいことが、整備計画を進める上での課題となっている。
- 事業者が処遇改善新加算を算定することにより、介護人材の更なる処遇改善を図ると同時に新たな人材が介護分野への参入を検討できるよう裾野を広げるような取組が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	第9期介護保険事業計画に基づき、 定期公募により施設整備の誘致を図る。	事業者から開設についての問い合わせはあったが、正式な応募に至らず 整備には至らなかった。	第9期介護保険事業計画に基づき、 6年度に引続き年3回の定期公募により施設整備の誘致を図る。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬
			担当者名	平野・佐久間・三ヶ島・葛西		内線	2446
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-13-01	介護サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	交付要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護人材の確保から定着・育成までの支援を一体的に行い、今後も質の高い介護サービスを安定的に提供していくことを目的とする。定着・育成支援として、介護職員が受講する研修費用の補助を実施する。また、確保支援として、介護のしごと魅力発見パンフレットの配布や入門的研修の実施、ケアプランデータ連携システムの導入及び介護職員の宿舎借り上げに係る経費を補助する。						
対象者等	- 区内に事業所を有する指定介護サービス事業者（初任者研修、実務者研修） - 区民及び求職者等（介護のしごと魅力発見パンフレット、入門的研修）						
内容	①【実務者研修・初任者研修に要する補助】※上限額：18万円/1人（実務者）、9万円/1人（初任者） ②【介護のしごと魅力発見パンフレットの周知・配布】※R6に作成 幅広い年齢層を対象として、介護関連のイベントや介護事業所等でパンフレットを周知・配布し、介護職の仕事や区内介護事業所の魅力を伝え、介護職への応募につなげる。 ③【入門的研修の実施】 多様な人材を介護分野へ参入するために、介護の基本的技術を学べる研修（全21時間）を行う。 ④【介護職員宿舎借り上げ支援金】 介護職員の宿舎の借り上げに必要な経費を助成する。 ⑤【ケアプランデータ連携システム導入支援】 介護現場の生産性向上のため、ケアプランデータ連携システムの導入支援を行う。						
経過	平成21年度	人材育成補助事業開始。訪問介護員1・2級取得に係る費用を助成。					
	平成25年度	国がキャリアパスを一本化するため訪問介護員1・2級の資格を実務者研修及び初任者研修に再編したことを受け、補助対象を実務者研修に係る費用に改正					
	平成28年度	補助対象を実務者研修に加え、初任者研修に拡大。また事前申請制を導入し、補助要件として、研修修了者の離職防止を図ることを追加					
	令和5年度	ケアマネジャー/主任ケアマネジャーの人材確保定着を図るため、資格更新研修等に要する費用を居宅介護支援事業所に助成する事業を開始					
	令和6年度	介護人材不足に対応するため、介護のしごと魅力発見パンフレット作成・配布、介護に関する入門的研修、介護職員宿舎借り上げ支援事業を開始					
	令和7年度	介護現場の生産性向上のため、ケアプランデータ連携システムの導入支援を開始					
必要性	介護人材不足は深刻な問題であり、今後も続く見込みであるため、新たな人材が介護業界へ参入するきっかけとなる事業が必要である。また、区内介護事業所における質の高い介護サービスを安定的に提供するために、人材育成の面からも事業所及び従業者を継続的に支援することが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 都が実施する「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」を併せて利用することで、本事業活用にあたっての事業者の負担が軽減されるため、当該事業についても積極的に周知を図る。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 実務者研修修了者(人)	21	32	16	30	40	本事業により資格を取得した人数
	② 初任者研修修了者(人)	6	14	19	26	20	本事業により資格を取得した人数
	③ 介護支援専門員研修修了者(人)		26	15	2	—	本事業により資格を更新等した人数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	介護事業所における介護人材不足に対応する事業であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	介護の人材確保・定着・育成に関する事業について、多様な周知方法を検討し、新規事業を含めた制度の活用推進につなげる。	新たな介護人材の確保のため入門的研修を実施した。参加者をさらに増やす取組みが必要である。	入門的研修について、周知方法を精査し、事業内容を広く周知することで多様な人材の参入を促進する。
②	申請書類の記載方法や提出書類についてわかりやすく案内することにより、事業者の申請に係る負担を軽減する。	電子申請・届出システムによる事業所の指定申請などの手続きやLoGoフォームの活用など、電子化を図り事業者の負担を軽減した。	事業者の更なる負担軽減のため、ケアプランデータ連携システムの導入支援を開始し、事業所への導入を推進していく。
③	介護の仕事紹介パンフレット作成・配布、入門的研修及び宿舍借上げ支援を着実に実施し、人材の確保・定着を図っていく。	今年度から開始された新規事業を着実に実施し、人材の確保・定着に向けた下地作りを行った。	介護の仕事紹介パンフレットの活用や宿舍借上げ支援を引き続き実施し、人材の確保・定着を包括的に進めていく。
他 施 状 況	（実施 20 区 補助対象は、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護福祉士資格取得費用	未実施 2 区 不明	0 区）
況 議 会 （ 要 旨 ）	令和5年2月会議 令和5年6月会議 令和6年2月会議 令和7年2月会議 令和7年6月会議	介護現場の人材不足に対する区の方針について 介護事業所の負担軽減について 主任介護支援専門員への支援について 高齢者・障害者施設への緊急支援について 介護・障害施設への緊急支援金の支給について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬
			担当者名	佐久間		内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-01	介護保険サービス従事者功労者表彰事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力した従業者を表彰することで、その従事者の意欲向上及び社会的評価の向上に資することを目的とする。						
対象者等	次に掲げる要件を全て満たす者 ①指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 ②利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者						
内容	平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会 平成26年度 祝賀会において講演会を実施 平成29年度～ 祝賀会においてミニコンサートを実施（オープニングセレモニーから変更） 令和2～4年度 式典を中止する形で事業実施（新型コロナウイルス感染症の影響） 令和5年度～ 個別に表彰状及びメッセージカードと記念品（図書カード）を贈呈						
経過	平成22年度 事業開始（以降、毎年度実施） 令和元年度 継続事業として12月17日に実施し、第10回を迎えた。 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により実施方法見直し（式典中止）						
必要性	区内の質の高い介護サービス確保のためには、区内介護サービス事業所で優秀な従業者が長く勤務し、サービスを提供してもらうことが重要である。表彰に限ることなく、従業者の勤労意欲向上を図るための事業を継続する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 表彰状・メッセージカード・記念品（図書カード）を贈呈する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被表彰者数（人）	16	27	22	60	60	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	外部環境の変化等により、人材の定着が難しくなりつつある。そうした中、区内事業所に優秀な人材が長期にわたり従事できるよう、効果的な事業を継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「物件費」は、被表彰者への記念品や表彰状等の経費

区内介護サービス事業所で勤務する従業員の意欲向上と、社会的評価の向上を図るため、今後も効果的な事業を継続して行う必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	推薦依頼時に、表彰対象である経歴等の要件について管理者にわかりやすく案内し、対象者が確実に推薦されるようにする。	表彰の対象者が確実に推薦されるよう、全事業所に対し事業内容についてわかりやすく周知を行った。	表彰後も介護の仕事に携わってもらえるよう、メッセージカードの内容の更新や更なる永年表彰制度の検討を行う。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 介護従業者に対する永年表彰を実施しているもの。（区政功労者等への表彰は含めていない）		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	賦課・収納事務費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	成瀬	
			担当者名	山田	内線	2441	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	賦課・収納事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠法令等	介護保険法 荒川区介護保険条例		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。						
対象者等	介護保険第1号被保険者…荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む） 49,350人（令和7年3月末現在） （うち外国人被保険者 1,669人 住所地特例者 827人）						
内容	1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 (1) 介護保険料納入通知書の送付 (2) 災害により損害を受けた場合等の減免及び低所得者（第2・3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務						
経過	1 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 平成12年 4月～平成12年9月…全額免除、10月～平成13年9月…1/2減額、10月…全額納付開始 2 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始） 3 平成21年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し） 4 平成27年 7月 荒川区介護保険条例の改正 ※国による軽減措置により第1段階の保険料が軽減 5 令和元年 7月 荒川区介護保険条例の改正（低所得者を対象とした介護保険料の軽減の拡充） 6 令和 2年 7月 荒川区介護保険条例の改正（低所得者を対象とした介護保険料の軽減の拡充） 7 令和 3年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第8期介護保険料設定） 8 令和 6年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第9期介護保険料設定）						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 介護保険料賦課・徴収：当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 収納率（現年分）（%）	98.87	99.08	99.25	99.33	99.40	4～6年度は実績
	② 収納率（うち普通徴収分）（%）	92.54	94.05	95.30	95.35	95.40	4～6年度は実績
③ 収納率（滞納繰越分）（%）	39.27	38.08	45.07	46.82	48.57	4～6年度は実績	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			29,946	33,060	33,227	33,188	30,790	33,203	39,915
決算額（7年度は見込み）			25,994	28,971	30,523	26,174	26,161	29,579	39,915
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	被保険者数／年度末		50,649	50,628	50,301	49,968	49,683	49,350	49,124
	増加率（%）		0.04	-0.04	-0.65	-0.66	-0.57	-0.67	-0.46
	保険料収納率 現年分（%）		98.5	98.7	98.73	98.87	99.08	99.25	99.33
	保険料収納率 滞納繰越分（%）		31.8	26.1	34.78	39.27	38.08	45.07	46.82
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬等	事務専門員報酬等	6,050	報酬等	事務専門員報酬等	7,412	報酬等	事務専門員報酬等	7,745	
共済費	事務専門員公務災害負担金等	858	共済費	事務専門員公務災害負担金等	1,071	共済費等	事務専門員公務災害負担金、旅費等	1,246	
需用費	納入通知書印刷等	2,201	需用費	納入通知書印刷等	2,818	需用費	納入通知書印刷等	3,843	
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,593	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,443	役務費	公金取扱手数料・郵送料	10,531	
委託料	MT処理・OCR読取委託料等	9,854	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	10,270	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	15,710	
使用料・負担金等	預貯金電子照会・特別徴収の経由事務負担金	550	使用料・負担金等	預貯金電子照会・特別徴収の経由事務負担金	565	使用料・負担金等	預貯金電子照会・特別徴収の経由事務負担金	702	
備品購入費	AI-OCR用備品	55				備品購入費	口座振替受付用端末	138	

		(単位: 千円)								
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	62,047	64,054	2,007	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	19,142	20,982	1,840		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	120	125	5		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	60	531	471
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	60	531	471
		賞与・退職給与引当金繰入額	5,825	8,846	3,021		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 87,074	▲ 93,476	▲ 6,402
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	87,134	94,007	6,873		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 87,074	▲ 93,476	▲ 6,402
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 87,074	▲ 93,476	▲ 6,402		

備考	行政費用の「物件費」は、介護保険料の賦課・収納に係る消耗品の購入、印刷物の作成、郵便料、業務委託の経費である。
----	---

問題点・課題	介護保険事業の安定的運営の根幹となる介護保険料の収納率向上を図るには、被保険者に資格取得時から高い納付意識を持ってもらい、納期限内に納付してもらうことが重要である。限られた財源の中で被保険者に対して効果的な納付案内を行い、確実な収納が見込まれる口座振替の勧奨をより強化するとともに、電子マネーやWEB口座振替などの様々な納付方法を周知し被保険者の利便性を高める必要がある。また、滞納者に積極的な催告や納付指導により滞納の早期解消に努めるとともに、納付交渉に応じない場合や資力がありながら納付しない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を適正に実施していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、業務の見直しや改善を積極的に行い、業務効率化を進めていく。	滞納整理の効率化を進め、滞納者の状況に応じた早期アプローチを実施したことで、自主納付による滞納の早期解消につなげた。	滞納者の生活状況に寄り添うとともに、悪質滞納者には迅速かつ効率的な調査を行い、差押えなど適正な滞納処分を実施する。
②	システム標準化に向け、課題の洗い出しや関係部署との調整を行う。	システム標準化への対応のほか、RPA及びAI-OCRの活用に向けた検討を行った。	RPA及びAI-OCRを活用して更なる業務効率化を図るとともに、システム標準化を円滑に進める。
③	引き続き、滞納処分を効果的に行うとともに、納期限内納付に効果的な口座振替の勧奨をより一層強化し、収納率向上を図る。	資格取得者等への案内を見直し、口座振替の勧奨を強化したことにより、口座振替新規登録者は令和5年度と比べ5割以上増加した。	資格取得時からの高い納付意識の確保とスマートフォン決済アプリ等を活用し、口座振替登録率の向上に取組み収納率向上を図る。
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問(要旨)	令和3年6月会議 滞納処分について 令和4年9月会議 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置」の対象要件について 令和4年11月会議 介護保険制度における区民の負担軽減について		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		08-04-11			戦略プラン		○協働 ●業務 ●財務 ○人事			
事務事業名		要介護等認定事務			部課名		福祉部介護保険課		課長名	成瀬
					担当者名		山本		内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-04-01		認定事務費						
事務事業の種類		○新規事業（○7年度 ○6年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		平成 12（ 2000 ）年度			根拠法令等		介護保険法 荒川区介護保険条例			
終期設定		○有 ●無（ ）年度								
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。								
対象者等		第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者								
内容		1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、心身の状況・生活状況を調査する。 3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。 5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。 6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。								
経過		平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始） 平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更 平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長（要介護者のみ） 平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更 平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更 平成23年4月 変更、更新申請の一部（要支援⇔要介護）に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長 平成24年4月 新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長 平成26年4月 要介護認定に係る事務の一部を委託化 平成27年4月 更新申請に係る要支援者の認定の有効期間を最長24ヵ月に延長 平成30年4月 更新申請に係る認定の有効期間を最長36ヵ月に延長 令和 3年4月 更新申請に係る認定の有効期間を最長48ヵ月に延長（要介護状態区分が同一の場合のみ）								
必要性		介護保険法に基づく必須の事業								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○常勤職員 ○会計年度任用職員 ） ・ 訪問調査は区職員又は事務受託法人が実施、更新の訪問調査は居宅介護支援事業者等にも委託 ・ 要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者へ委託								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)				
	① 申請から認定までの日数（平均）	38.6	36.4	36.8	36	30	介護保険法第27条第11項			
	② 調査員新任研修受講者数（人）	14	21	29	30	40				
③ 調査員現任研修受講者数（人）	73	59	57	60	50					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
推進		推進		要介護・要支援の認定は、全国一律に客観的に定められた基準で行うよう定められており、サービスを利用する上で必要な事務事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

備	○給与関係費は、主に認定審査会委員および介護保険課専門嘱託員（認定調査員）の報酬が占めている。物
---	--

問題点・課題	○要介護認定は、全国一律の基準に基づき行われ、認定調査員により、あるいは認定審査会（合議体）により、判断が異ならないよう適切な対応が求められている。 ○申請から認定までの日数は、コロナ特例の認定期間延長措置の終了による訪問調査件数増加のため、長くなっている。一方で、申請日から30日以内に認定することが求められている。 ○受付等事務の一部委託に加え、令和4年度から事務受託法人へ訪問調査を委託し、申請件数増加への対応及び事務効率化を求められている。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き研修等の実施により認定調査員の継続的な質の向上を図る。	新規研修や現任研修、日頃の調査票の全件チェックでの指導を通して、 的確な調査の実施に繋がった。	認定調査員の更なる質の向上に繋がる取り組みを行っていく。
②	公平かつ的確な審査判定が行われるよう引き続き適正化の取り組みを行っていく。	認定審査会の適正な運営を推進するため、審査会委員に対し、連絡会の実施や、都研修の受講案内を行った。	公平かつ的確な審査判定が行われるよう引き続き適正化の取り組みを行っていく。
③	引き続き職員の能力を向上させて、安定的かつ適正に認定審査会を運営する。	職員は審査会事務局として確実に資料の読み込みを行い、適切な助言を実施し、適正に認定審査会を運営した。	職員が介護認定に関する知識の習得に努め、安定的かつ適正な審査会運営を推進する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・要介護認定事務の一部委託実施区 13区（中央、港、品川、大田、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江東、江戸川）		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	介護保険システム運用管理費		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬
			担当者名	木村		内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-06-01	介護保険システム運用管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。						
対象者等	民間事業者（システム開発業者）						
内容	・介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。 平成18～22年度 債務負担による5年間の分割支払。 ※平成23年度 単年度での現行システム再リース 平成24年度～システム更改、債務負担による5年間（平成24～28年度）の分割支払。 平成26年度 消費税額変更に伴う契約金額の変更。 平成29年度～システム更改、債務負担による5年間（平成29～令和3年度）の分割支払。 令和元年度 消費税額変更に伴う契約金額の変更。 令和4年度～システム更改、債務負担による5年間（令和4～令和8年度）の分割支払。 令和7年度 標準準拠システム移行（予定） ・介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム改修経費						
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 ※平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改 平成29年 介護保険システム更改 令和4年 介護保険システム更改 令和7年 介護保険システム標準化（予定）						
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は上記「内容」のとおり）。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	業務運営上、必要な手段であることから、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「物件費」は、システム管理運営及びシステム改修業務等の委託経費。

- 令和4年4月から現・介護保険システムが稼働。システムの機能や特徴を活かした業務運営を行いながら、検証・調整等の問題点克服のための改修等を実施し、制度・システムの安定運営を行う。
- 法改正等のシステム改修を随時対応し、より安全で安定的な業務運用を目指す必要がある。
- 令和7年度末の自治体システム標準化をふまえ、庁内他課とともに、環境整備を着実に進める。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年度に洗い出した課題の具体的な対応策を検討・実施し、システム標準化後の運用に支障がないよう準備を進める。	当初の予定より事業者のパッケージ開発が遅延し、標準化移行時期も後倒しになるが、課題の具体的な対応策を検討した。	引き続き課題の具体的な対応策を検討・実施し、システム標準化後の運用に支障がないよう準備を進める。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 同システムの導入は10区。（目黒・北・大田・豊島・品川・渋谷・新宿・中央・練馬・世田谷/R7現在）		
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-13		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	事業者支援・指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名 成瀬		
			担当者名	平野・葛西・長崎・佐久間・佐々木	内線 2436・2439		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費					
	01-01-02	介護人材育成事業費					
	01-07-01	事業者支援事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18（2006）	年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。また、介護サービス事業者に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。						
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族						
内容	【事業者支援】 - 事業者連絡会：事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施 - 事業者向け研修：介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施 - その他情報提供：介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施 【事業者指導】 - 運営指導：介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施 - ケアプラン点検：対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度～） - 集団指導：介護報酬改定に係る変更点、運営上の留意点等についての指導を実施						
経過	平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置 平成18年度 実地指導等を本格実施 平成19年度 荒川区介護給付適正化計画を作成 平成20年度 事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記 介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始） 平成23年度 事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託 平成24年度 ケアプラン点検事業の実施 平成29年度 荒川区主任介護支援専門員連絡会を活用したケアプラン点検を実施 令和元年度 介護事業者情報提供システムに求人情報等検索機能を追加 ※R6で終了 令和6年度 事業所指定電子申請・届出システム及びクラウド型事業者管理システムを導入						
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ・ 指定市町村事務受託法人（東京都福祉保健財団）への運営指導の業務を一部委託 ・ 介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託を実施						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 事業者連絡会・適正化研修会(回)	16	15	13	14	17	
	② 運営指導・集団指導件数	14	12	14	21	40	
③ ケアプラン点検件数（運営指導時の件数含む）	32	22	29	35	40		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	介護保険サービスの適正化を図るとともに、介護サービスの基盤である事業者を支援するための事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

供	行政費用の「物件費」は研修、システム運用の委託費等
---	---------------------------

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業者がR6年度改定事項へ対応し適切な運営ができるよう指導、専門研修等を実施していく。	運営指導では、R6年度改定事項や経過措置が終了した項目の確認を重点的に点検し、指導・助言を行った。	事業者が運営基準に則り、適切に運営できるよう、指導や研修等を継続して実施する。
②	介護サービス事業者の抱える問題や事業者を取り巻く状況の変化に対応した、より必要性和専門性の高い研修を実施していく。	前年度アンケートで要望の高い研修やグループワークを取り入れた研修など必要性和の高い研修を実施した。	引き続き、事業者の要望を聞き取りながら多彩な、かつ時機にあった介護サービス事業者研修を実施していく。
③	ケアプラン点検について、主任介護支援専門員連絡会と連携して点検方法の見直しを図り、より効果的な点検を実施していく。	R6年度ケアマネジャー法定研修のカリキュラム変更に伴う点検方法の見直しに向け主任介護支援専門員連絡会と連携し研修を実施した。	主任介護支援専門員連絡会と連携し、R6年度ケアマネジャー法定研修のカリキュラム変更を踏まえた点検方法を検討する。
他 施 区 状 況 の 実	（実施 22 区 指定市町村事務受託法人に事務委託している区：10区	未実施 0 区	不明 0 区）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	令和4年6月会議 令和4年9月会議 令和5年2月会議 令和5年6月会議 令和6年11月会議	高齢者施設におけるBCPの作成及び運用に向けた事業者支援について 高齢者施設における効果的なPCRなどの検査について 高齢者施設におけるBCPの策定について 第9期高齢者プラン策定について 軽度者の福祉用具利用について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-14		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	介護保険事業計画策定事業費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	成瀬	
			担当者名	増田	内線	2431	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-01	介護保険事業計画策定事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠	介護保険法第 1 1 7 条		
終期設定	☐ 有	☒ 無	（ ） 年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。						
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等						
内容	介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。 令和6年度から令和8年度は第9期介護保険事業計画期間となり、最終年度となる令和8年度は、令和9年度から実施となる第10期介護保険事業計画を策定する。						
経過	平成 5年5月 荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） 平成12年3月 荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）5ヵ年計画（～16年度） 平成14年3月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5ヵ年計画（H15～H19年度） 平成18年3月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H18～H20年度） 平成21年3月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H21～H23年度） 平成24年3月 第5期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H24～H26年度） 平成27年3月 第6期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H27～H29年度） 平成30年3月 第7期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H30～R2年度） 令和 3年3月 第8期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（R3～R5年度） 令和 6年3月 第9期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（R6～R8年度）						
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） プランの策定は区直営で行っているが、策定の支援、一般高齢者・要介護高齢者等の実態調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は委託している。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	区の介護保険制度運営の根幹となる介護保険事業計画を策定する事業のため、推進する。					

(単位：千円)

備考	介護保険事業計画の策定を3年毎（実態調査は計画2年目）に行うことから、それに合わせて事業費予算・決算額が変動する。
----	---

問題点・課題	○中長期的な人口動態や介護ニーズ等の見込みを踏まえ、介護サービス基盤の整備を計画的に進めるとともに、介護人材不足に対する介護現場の生産性の向上を図るため、具体的な取組について検討する必要がある。 ○策定した計画に基づき、給付費の執行管理や介護サービスの基盤整備・拡充等を適切に行っていく必要がある。
--------	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	次期計画策定に向けて給付実績の傾向を継続して把握するほか、実態調査の内容等について検討する。	給付実績の傾向を継続して把握・分析するとともに、実態調査の内容等について検討した。	次期計画策定に向けて、給付実績の分析を行うとともに、区民及び事業者の実態やニーズを把握するための調査を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	令和5年6月会議 令和5年9月会議 令和5年11月会議 令和5年11月会議 令和6年11月会議	介護保険料について 介護保険料について 介護給付費準備基金の活用について 介護保険料の負担軽減について 介護保険事業における財源の負担について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	貞末		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	趣旨普及費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。							
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等							
内容	・介護保険趣旨普及用小冊子・パンフレットの作成 ・荒川区ホームページの更新							
経過	制度開始以降、趣旨普及用パンフレット等を活用し、周知に活用している。							
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	パンフレットの見直しページ数	32	40	24	30	30	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	介護保険制度の正しい理解と適切な利用を図る上で必要な事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「物件費」は、趣旨普及冊子の作成経費

○3年ごとに見直される介護保険制度のサービスや手続き等について、区民や事業者に分かりやすく説明し、周知していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区民や事業者に対してより分かりやすい冊子等を作成し、制度の理解を深めていく。	イラストや表を交えて分かりやすい冊子の作成に努めた。	区民や事業者に対してより分かりやすい冊子等を作成し、制度の理解を深めていく。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区		
議会（要旨） 状況	令和元年6月会議 介護の普及や啓発について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-16		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	介護保険運営協議会の運営		部課名	福祉部介護保険課	課長名 成瀬		
			担当者名	木村	内線 2431		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	運営協議会費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠法令等	荒川区介護保険運営委員会設置要綱				
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度						
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。						
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（4名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））						
内容	○ 介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進捗管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。 ○ 年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。 ○ 主な審議内容(要綱) (1) 荒川区介護保険事業計画の進捗管理に関すること (2) 荒川区介護保険事業計画の改定に関すること (3) 地域包括支援センターに関すること (4) 地域密着型サービスに関すること (5) その他介護保険事業の運営に関すること						
経過	平成27年度 3回開催 平成28年度 4回開催 平成29年度 5回開催(第7期プラン策定) 平成30年度 3回開催 令和元年度 1回開催 令和2年度 3回開催(第8期プラン策定)3回中2回書面開催※コロナ感染症対策 令和3年度 2回開催※書面開催 令和4年度 2回開催※書面開催 令和5年度 4回開催(第9期プラン策定)※4回中1回書面開催 令和6年度 2回開催※2回中1回書面開催 令和7年度 2回開催予定						
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保険医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 開催回数	2	4	2	2	4	3年に1度、事業計画策定を協議
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		1,129	1,512	920	892	892	892	894
決算額（7年度は見込み）		229	424	277	277	483	287	894
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	運営協議会開催回数（回）	1	3	2	2	4	2	2
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	運営協議会委員謝礼	478	報償費	運営協議会委員謝礼	257	報償費	運営協議会委員謝礼	610
需用費	運営協議会賄	5	需用費	運営協議会賄	3	需用費	運営協議会賄	11
役務費	運営協議会費会議録	0	役務費	運営協議会費会議録	29	役務費	運営協議会費会議録	217
使用料	運営協議会会場使用料	0	使用料	運営協議会会場使用料	0	使用料	運営協議会会場使用料	56

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	1,724	1,638	▲ 86	地方税等	0	0	0
	物件費	5	30	25	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	478	256	▲ 222	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	178	257	79	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,385	▲ 2,181	204
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,385	2,181	▲ 204	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,385	▲ 2,181	204
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,385	▲ 2,181	204

備考 行政費用の「補助費等」は、協議会実施分（5年度4回、6年度2回）の委員謝礼の経費。

問題点・課題 ○介護保険法改正に伴い、平成18年度から地域密着型サービス運営を兼ねることとなっているが、介護保険運営協議会の役割が過重となっている。
○介護保険制度改正の都度、制度が大幅に変更されることに伴い、介護保険運営協議会で取扱う内容が広範囲となり複雑化している。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	運営協議会において活発に議論がなされるように、引き続き適切な情報提供及び報告を行う。	介護保険事業の実施状況等について活発な議論がなされ、協議会運営も安定して行うことができた。	第9期計画の進捗管理とともに、第10期計画の策定に向けた議論を進めるため、引き続き適切な協議会運営を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議(要旨)問状			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	増田		内線	2431	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	施設介護サービス等給付費						
	01-01-01	審査支払手数料						
	01-01-01	居宅介護サービス等給付費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	介護保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。							
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会							
内容	1 給付の種類（介護保険法第40条、第52条のとおり） [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型サービス 2 給付の流れ ①要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ②ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供③利用者は介護サービス費の1割～3割分（※）を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし）④事業者等は残りの9割～7割分（ケアプラン作成は10割分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求⑤東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求⑥区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う⑦東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う ※前年の所得状況等により利用者の負担割合が異なる							
経過	平成18年4月 介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設 平成27年4月 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行 平成27年8月 介護保険負担割合制度の開始（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担割合が1割または2割となる） 平成28年4月 地域密着型通所介護の開始（利用定員数19人未満の通所介護事業所が提供する通所介護サービスが地域密着型サービスとなる。） 平成30年4月 施設サービスに「介護医療院」が追加 平成30年8月 介護保険負担割合制度の変更（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担が1割～3割となる） 令和 6年3月 施設サービスから「介護療養型医療施設」が廃止							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@61.11円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	後期高齢者の増加率に対する介護給付費の増加率	0.97	1.00	1.00	1.00	1.03	給付費の増加率/後期高齢者人口の増加率(3月末実績)
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進	推進	利用者の保険給付及び事業者の報酬請求に係る事業であり、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用の「補助費等」は居宅及び施設介護サービスの給付費とケアプラン作成の経費、「物件費」は国保連合会への審査支払事務の委託料である。行政収入は、全ての介護給付費に対する介護保険第一号被保険者保険料及び国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担金の歳入額である。
----	---

問題点・課題	○要介護等認定者数の増加等により、介護給付に要する費用が年々増加している。 ○安定的かつ継続的に事業運営を行うため、計画値に対する実績を把握し、適切な執行管理を行う必要がある。 ○第10期介護保険事業計画に向けて、給付実績の傾向等を把握・分析を行い、その内容を反映させていくことが必要である。
--------	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和6年度から開始する第9期介護保険事業計画の計画値に対する実績の推移を把握するとともに、引き続き適切な執行管理を行う。	第9期計画の初年度にあたり、計画値に対する実績の把握・分析を行い給付費の適切な執行管理を行った。	次期計画策定に向けて、給付実績等の傾向を把握・分析するとともに、適切な執行管理を行う。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成30年6月会議 平成30年6月会議 令和元年9月会議 令和 5年9月会議	介護報酬の改定について 自己負担割合の見直しについて 利用者の負担割合について 利用者の負担割合について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	福祉用具購入費		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	藤澤		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	福祉用具購入費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	介護保険法第44・52・56条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。							
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者							
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具等 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1～3割（※前年の所得状況による）を支払う。 3 給付の流れ (1) 給付券方式 ①利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 ④福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 ⑤区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う (2) 償還払い方式 ①利用者は福祉用具購入後に区に申請 ②区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う							
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月 特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。※自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。 令和4年4月 排泄予測支援機器が対象となる。 令和6年4月 固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖の4品目で貸与と販売の選択制導入							
必要性	介護保険法により必須の事業							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	給付券方式の申請書受理件数比率（%）	83.5	86.6	85.1	87.1	87.6	給付券方式の申請書受理件数／年間福祉用具支給申請受理件数
	②	給付券払（件数）	578	576	598	627	694	実支給件数
③	償還払（件数）	114	89	104	93	98	実支給件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものであるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		26,425	28,500	24,222	21,213	22,776	21,630	23,285
決算額（7年度は見込み）		19,331	19,273	22,388	20,066	21,370	21,207	23,285
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	腰掛便座(件)	183	191	228	198	188	175	187
	自動排せつ処理装置の交換部品(件)	2	0	0	2	0	0	1
	入浴補助用具(件)	608	580	617	583	553	525	554
	その他(件)	3	3	2	3	5	87	87

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	431	410	▲ 21	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	21,370	21,207	▲ 163		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	45	64	19		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,846	▲ 21,681	165		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	21,846	21,681	▲ 165		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 21,846	▲ 21,681	165		
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0		
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 21,846	▲ 21,681	165		

（注）	行政費用の「補助費等」は、福祉用具購入に係る介護給付支給額
-----	-------------------------------

備考

問題点・課題

○給付対象の可否など保険者判断に委ねられている部分も多くあり、過去の事例や国からの通知の整理を行い、判断基準の均一化・明確化を図っていく必要がある。

○令和4年4月に給付対象品目追加、更に令和6年4月に固定用スロープなど4品目で貸与と販売の選択制が導入され、支給申請に対し、適正な給付ができるよう対応していかなければならない。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和6年度より新たに追加される品目について、支給申請の判断基準等、国の指針に従って適正に給付できるようにする。	6年度より新たに追加された品目について、介護保険最新情報を確認し、Q&Aなどをホームページに掲載し事業者へ周知した。	令和6年度より新たに追加された品目について、引き続き支給申請の判断基準等、国の指針に従って適正に給付できるようにする。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅改修費		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬	
			担当者名	小林		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	住宅改修費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 12	(2000)	年度	根拠法令等	介護保険法第45条、第57条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	居宅で介護を必要とする方が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護・要支援認定者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。							
対象者等	要介護・要支援認定者 住宅改修給付券取扱事業者							
内容	利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。 ・対象となる工事：手摺の取付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 ・申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週間～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。							
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、介護保険事業計画ごとの更新制とする。							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員) 支払方法（給付券方式） 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者に支払う							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付券方式の支払件数比率（％）	90.1	87.8	89.9	90	89.2	給付券方式の申請書受理件数／年間受理件数（全）	
	② 給付券払(件)	552	498	529	540	580	実支給件数	
③ 償還払(件)	60	69	59	60	70	実支給件数		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続		法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものであるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		79,242	85,824	62,203	64,176	65,203	47,547	48,592
決算額（7年度は見込み）		53,159	50,398	49,859	50,129	45,104	46,681	48,592
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	手すりの取付け(件)	600	576	575	562	532	559	560
	床段差解消(件)	76	61	58	58	49	38	55
	滑り止めの防止(件)	25	25	24	26	17	19	20
	引き戸等への取替え(件)	66	74	57	54	36	32	35

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	431	410	▲ 21	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	45,104	46,681	1,577		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	45	64	19		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 45,580	▲ 47,155	▲ 1,575		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	45,580	47,155	1,575	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 45,580	▲ 47,155	▲ 1,575				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 45,580	▲ 47,155	▲ 1,575					

借	行政費用の「補助費等」は、住宅改修に係る介護給付支給額
---	-----------------------------

備考

問題点・課題

○施工事業者や工事内容によって住宅改修の材料費・施工費の平準化が難しく、また利用者に適した内容の工事が行われているかの書類上の確認が難しい。国が示す見積書類の様式などを活用しつつ、住宅改修内容の適正化に向けて、取り組みをしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	施工事業者及びケアマネジャーに対し、住宅改修費の事業について周知・指導等を実施する。	新たに住宅改修の申請を希望する事業者に対して、制度や確約書記載事項について説明し、住宅改修費の適切な運用に努めた。	引き続き、施工事業者及びケアマネジャーに対して、住宅改修費の適切な申請について周知・指導を徹底する。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）		部課名	福祉部介護保険課	課長名	成瀬		
			担当者名	横尾	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	特定入所者介護サービス等費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠法令等	介護保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費・居住費の負担を軽減する。							
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会							
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1) サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2) 給付の流れ ①要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする ②利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 ③被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 ④事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける							
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成27年 8月 預貯金等の要件導入、別世帯配偶者所得の勘案 平成28年 8月 非課税年金の勘案 令和 3年 8月 利用者負担段階（第3段階）の細分化、預貯金等の基準額を段階ごとに引き下げ、食費の負担限度額の引き上げ 令和 6年 8月 居住費（滞在費）の負担限度額の引き上げ							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 （審査件数1件あたり@61.11円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 負担限度額認定証交付件数(件)	1,551	1,468	1,465	1,600	1,850		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わる事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費等」は、介護保険施設入所中の食事・居住費補助等に係る介護給付支給額

・預貯金要件の導入や非課税年金の勘案など、負担限度額の段階を決定するための業務が煩雑になっており、正確・迅速を期するためには、申請受付から認定証の発行までの業務を効率的に行う必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、資産要件を含めた申請の 要件確認を適切に行う。	申請の審査にあたり、資産要件を含 めた要件確認を適切に行った。	引き続き、資産要件を含めた申請 の要件確認を適切に行っていく。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和3年9月会議 利用者に対する負担軽減事業について		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		08-04-21			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		高額介護サービス費			部課名		福祉部介護保険課		課長名	成瀬
					担当者名		横尾		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-01		高額介護サービス等費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 12（ 2000 ）年度		根拠法令等		介護保険法51条・61条				
終期設定		☐ 有 ☒ 無								
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		要介護・要支援認定者が、利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給する。これにより、自己負担の軽減を図ることを目的とする。								
対象者等		高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者								
内容		【高額介護サービス費】 給付の流れ ①サービスの提供⇒国保連⇒該当者抽出⇒該当者にサービス費の支給申請を勧奨する。 ②申請に基づき、区が支給決定し、支給する。（2回目以降は申請省略） 【高額医療合算介護サービス費】 給付の流れ ①対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する ②対象者は①を添えて医療保険者に請求 ③医療保険者は①を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給 ④医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額を支給 ⑤介護保険者は④に基づき介護保険負担額を対象者へ支給								
経過		平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時の領収書確認を廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略 平成18年10月 委任状による親族口座への振込みが可能になる 平成20年 4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から） 平成27年 8月 高額介護サービス費の自己負担段階に現役並み所得者がいる世帯を新設 高額医療・高額介護合算制度の70歳未満被保険者の自己負担上限額の見直し 平成29年 8月 高額介護サービス費の課税世帯につき自己負担上限額の見直し 平成30年12月 年間高額介護サービス費の支給開始（経過措置のため、令和3年度で終了） 令和3年 8月 高額介護サービス費の現役並み所得相当の世帯の自己負担上限額の見直し								
必要性		介護保険法の規定により必須の事業								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。（審査件数1件あたり@61.11円）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)				
	① 高額介護支給件数（件）	36,538	37,433	37,652	38,000	40,000				
	② 高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（件）	1,679	1,661	1,745	2,000	2,000				
③ 高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（件）	99	89	96	110	110					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
継続		継続		法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わる事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費等」は、高額介護サービス費等に係る介護給付支給額

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	申請勸奨の通知を送る際、電子申請も案内できるようにする等して、遠方等の方でも申請しやすくなるよう努めていく。			遠方の方でも申請しやすくなるよう、申請勸奨の通知を送る際、電子申請も案内できるようにした。			引き続き、来庁が困難な方でも電子申請等で手続きができることを案内していく。		
②									
③									
他区の実況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議（要旨）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-22		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	いきいきボランティアポイント制度事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	成瀬	
			担当者名	横尾	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	いきいきボランティアポイント制度事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	介護保険法第115条の44、いきいきボランティアポイント制度事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ること及び当該ボランティアを行うことで介護給付の抑制につなげ実質的な介護保険料の負担軽減を図る。						
対象者等	荒川区在住の介護保険第1号被保険者						
内容	1 対象となるボランティア活動 区が指定する介護保険施設等におけるボランティア活動（シーツ交換、お茶出し、傾聴等） 2 ボランティア登録・ポイントの換金等 ① ボランティア登録に当たっては、区が実施する説明会を受講する。 説明会は年10回程度開催し、講師は荒川区社会福祉協議会もしくは区職員が担当する。 ② ボランティア登録を行った方に対して、いきいきボランティア手帳を交付する。 ③ 指定の施設等において、ボランティア活動1時間につき1個（1日最大2個）のスタンプをボランティア手帳に押印する。 ④ スタンプ1個につき100ポイントを付与し、1,000ポイント以上貯まった方かつ介護保険料を滞納していない方に対し、申請に基づいて、翌年度に交付金を支給する。（100ポイントにつき100円とし、年度ごとに5,000円を上限とする。）						
経過	平成23年 7月 制度開始 平成25年10月 いきいきボランティア交流会開催 平成26年11月 子育て交流サロン（一部）をボランティア受入機関として指定 平成29年 1月 ゆいの森あらかわを受入機関として指定 平成29年 8月 荒川区健康推進課（ころばん体操リーダー活動）を受入機関として指定 平成30年 6月 荒川区社会福祉協議会荒川生活実習所を受入機関として指定						
必要性	高齢者の社会参加や生きがいがづくりを促進する事業として必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① ボランティア登録者数	537	501	470	510	700	対象：交付金申請者 (交付金対象スタッフ数／申請者数)
	② 年平均活動時間	35	50	59	50	50	
③ ボランティア受入機関数	55	54	55	58	70		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続	継続	ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、また高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進していく上で、重要な事業であることから、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			2,229	2,356	2,091	1,811	1,552	1,494	1,634
決算額（7年度は見込み）			1,422	1,279	530	638	842	961	1,634
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	ボランティア登録者数(人)		640	620	550	537	501	470	510
	交付金申請者数(人)		210	194	66	66	106	118	127
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	説明会講師謝礼	48	報償費	説明会講師謝礼	48	報償費	説明会講師謝礼	48	
食糧費	交流会飲食代	0	食糧費	交流会飲食代	0	一般需用費	ボランティア手帳作成等	164	
一般需用費	ボランティア手帳作成等	102	一般需用費	ボランティア手帳作成等	121	郵便料	次年度手帳送付等	547	
郵便料	次年度手帳送付等	134	郵便料	次年度手帳送付等	158	保険料	ボランティア保険	238	
保険料	ボランティア保険	172	保険料	ボランティア保険	153	負担金	評価ポイント交付金	637	
負担金	評価ポイント交付金	386	負担金	評価ポイント交付金	481				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,017	2,457	▲ 560	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	236	279	43		国庫支出金	476	391	▲ 85
		維持補修費	0	0	0		都支出金	239	165	▲ 74
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	606	682	76		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	647	525	▲ 122
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,362	1,081	▲ 281
		賞与・退職給与引当金繰入額	312	385	73		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,809	▲ 2,722	87
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,171	3,803	▲ 368	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,809	▲ 2,722	87		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,809	▲ 2,722	87		

備考	行政費用の「物件費」は、ボランティア手帳作成や郵便料等の事務経費。「補助費」は、ボランティア活動者への交付金、保険料の経費。
----	--

問題点・課題
・新規登録者を増やすため、登録施設の増加など、より参加しやすい制度にしていく必要がある。また、本制度を知らない区民に対して周知できるようホームページや区報の他、ポスターの掲示等に力を入れる必要がある。
・活動者にとって制度が複雑かつ煩雑になっている部分がある。説明会等において、制度についてわかりやすく周知をする必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年度末に実施したアンケートを集計分析し、制度の課題や関係者の要望等を把握して対応を検討する。	令和5年度末に実施したアンケートを集計分析し、ボランティアに参加しなかった方に対して、受入施設の活動内容を案内し、参加を促した。	引き続き、登録者および受入施設へのアンケートを行い、制度の課題や関係者の要望等を把握していく。
②	登録者数が減少傾向にあるため、従来の周知方法の他、区営掲示板等を活用して制度を周知し、登録者の確保に努める。	周知用のポスターのデザインやホームページを見直し、利用者がより見やすく分かりやすいものに変更した。	
③			
他区の実況	(実施 14 区	未実施 8 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-04-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成		部課名	福祉部介護保険課		課長名	成瀬
			担当者名	小林		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	住宅改修支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	介護保険法第115条		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	居宅介護支援サービスを受けていない方から介護保険住宅改修費の給付申請を受け、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等について、所属する指定居宅介護支援事業者に対し、理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等						
内容	☐ 助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 （ただし、申請者が居宅介護支援サービスを受けていない場合に限る。） ※利用者が当該住宅改修工事について住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。 ☐ 助成金額 1件につき2,000円						
経過	平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。						
必要性	住宅改修の円滑な実施のため、必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 指定居宅介護支援事業者等が区へ申請。区は居宅介護支援サービスを受けていないこと、当該住宅改修工事が支給されたことを審査し、事業者に1件につき2,000円支払う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成件数（件）	46	37	45	56	60	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	利用者が介護保険の住宅改修制度を利用するにあたり必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費等」は、対象事業所等への補助金支出額

○理由書作成経費助成の申請がなされた後、住宅改修を行った利用者に対して住宅改修費支給の有無を確認する必要があるため、住宅改修費の工事完了報告が無い場合施工事業者に照会する必要が生じる等、助成額の支給までに期間を要する場合がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	助成額の支払いまでの期間を可能な限り短縮できるよう、地域包括支援センター等に働きかけを行う。	介護サービス利用予定の無い利用者の理由書を作成したにも関わらず、助成の申請が無い地域包括支援センター等に申請を促した。	引き続き、助成額の支払いまでの期間を可能な限り短縮できるように、早めの申請を地域包括支援センター等に働きかける。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			